

○6 番 （山崎 啓造） 休憩前に引き続き、大変厳しい睡魔に襲われる時間帯ですが、本日最後でございますので、辛抱いただいて、お付き合いをいただければと思います。

第 27 回参議院議員選挙は、先般投開票され、自民、公明、両党は大負けし、過半数を割り込みました。衆議院に続き参議院でも少数与党に転落したことで、一層の政権弱体化が避けられない状況が続いておりました。

首相は、国民の厳しい判断をいただいた、痛恨の極みだと発言しました。そして、丁寧に他党との議論を深め、赤心報国の思いで国政に当たると強調し、党派を超えた協議を呼びかけ結論を得たいと言及したと新聞報道で知りました。

そんな現状の中、自民党内では総裁の責任論問題が盛んに取り沙汰されていました。退陣を語る前に考えなければならないことがあると思いますが、どうであったでしょうか。

大敗せざるを得なかった原因は何だったのか。思い起こしてみますと、桜、森友、統一教会、若手青年局のハレンチパーティー、大臣の失言、失言議員、とりわけ政治と金の問題をうやむやにしたまま今日に至っています。

国民は石破政権にノーを突きつけたわけではなく、いまだに様々な問題を引きずり、国民に納得のいく結論を出さない旧態依然とした古い政党に投票をしなかっただけ、裏金議員が中心となって総理を引きずり降ろそうというのは筋違いと言わざるを得ません。

多党化到来の時代は、野党と丁寧に議論を重ねて政権運営を進めてきた姿勢は評価できると自分は感じます。

何よりも、国民が政治に関心を持ち、政治の流れが目に見えたことは意義深いものではなかったかと思います。

不可解な見えにくい党内融和ではなく、党内議員の顔色をうかがうのでもなく、党内野党と言われながらも自身が語ってきたとおり勇氣と真心をもって真実を語るを実践し、国民の側を向いた姿勢に立ち戻って党の一大改革をすれば、国民は再び振り返り、戻ってくるはずであります。

事態が急転してしまいましたので、本日にはそぐわないとは思いますが、8月8日～11日に実施した時事通信の自民党支持層へのアンケート調査では、「総裁は辞任すべき」が24.6%、「辞任しなくてもよい」65.9%という結果が新聞報道にありました。

選挙のときだけ国民のため、国のために働かせてくださいと言いながら、総裁に責任を押しつけて、選挙のため、自分のためだけで国民の側を向いていない議員と自民党支持者との認識のずれ、こんな現実が見えてしまいました。嘆かわしい次第でありました。

以上、このような一般質問前段を掲げたわけですがけれども、突如、石破総裁が、昨日、自民党総裁を辞任しました。まだやり遂げなければならないことがあるとの思いもある中、身を引くという苦渋の決断をしたと語っていました。

自民党の派閥裏金事件を中心とした政治と金問題に関し、国民の不信をいまだに払拭できておらず、最大の心残りだ、党ははじめをつけなければならないと強調し、自民党の抜本的改革が必要だと訴えたそうであります。

国民が一番期待した事案でありました。石破らしさが最後まで発揮できなかったのかなと感じた次第であります。

総裁選が実施されるわけですが、誰が総裁になったとしても、党の抜本的な改革ができなければ国民の信頼は得られません。見守りたいと思っております。

さて、村政におきましては、宮下現村長が3期目の当選を果たされました。2期8年間で掲げた政策、公約が予定どおり進んでいると確認できた一方で、手つかずになっている施策もあり、新たに取り組む必要性が生まれた課題などを整理し、3期目を務め上げたいとの発言がありました。

私は、2期8年の実績を高く評価するとともに、3期目においても大いに期待するものであります。

また、富永副村長の後任としまして丹羽副村長に就任をいただきました。誰もが御承知のとおり、長野県企画振興部振興課楽園信州・移住推進室長、観光部観光誘客課長、総務部秘書課長、南信州振興局長を歴任され、数多くの実践と多くの関係者とのつながりの広さをお持ちであり、すばらしい経歴の持ち主であることは誰もが認めるところでございます。

県の職員として学んだことや経験を踏まえて、役場職員とともに力を合わせて政策実現の推進に励みたいとの力強い言葉もいただいております。

村民の皆様はもとより、関係各機関の皆様も大いに期待するものであります。何とぞよろしくお願いを申し上げる次第であります。

それでは質問に入ります。

本定例会は、令和6年度の歳入歳出に基づく収入と支出の結果と予算を執行した結果、どのような成果を上げたかを審査し、認定に関する議決を行うための定例会であり、極めて重要な定例会であることと認識しております。

ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向になりがちですが、我々議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか、行政効果や経済効果を測定し、目標の達成度はどうかなど、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な意義があることを再認識せよと議員必携にうたわれております。その文言をお借りして発言しております。

以上の観点から幾つか質問します。

今回の一般質問通告書、幾つか修正いただきました。

その中で、3問目の**保護**、6問目の「補完」につきましては、変換ミスによる事案で、恥ずかしい限りであります。訂正をお願いしたいと思います。

その他6か所の修正におきましては、令和6年2月27日付で提出された2024年度予算提案と村政運営の基本方針よりそのまま転記しておりますので、原文のまままでお願いし、4問目の冒頭の「6」が「7」に修正されておりますが、6の

ままでお願いします。

1 つ目です。

子育て、高齢者福祉に関わる点であります。

中川村地域福祉計画では、子ども・子育て、高齢者及び障害者福祉推進は地域共生の考え方で一体的に進めるとしています。子ども・子育て支援を重点的に行う中川村こども家庭センターの設置、子ども支援係の創設、福祉相談係の設置をするとしていました。

そこで質問であります。

このことによる効果や新規に見込まれる需要など、どのように分析をしていますか、また課題や改善点は見えませんでしたでしょうか、お尋ねをします。

○村 長 御質問にお答えしたいと思います。

村は令和 6 年 4 月に保健福祉課の係の再編を行いました。子育て支援係、福祉相談係を新設いたしました。

設置目的は、こども家庭センターを設置することが努力義務となっていたこと、少子化に対応するため、保育所、児童クラブ、バンビーニ等、事業の在り方の検討が必要になったことから子育て支援係を新設したものでございます。

福祉相談係は、複雑化する相談に対し専門職の強化と体制の構築が必要であることから新設をいたしました。

新設から 1 年半が経過したところでありますが、今の状況について報告をいたします。

児童虐待、育児放棄、不登校、家庭支援などの相談件数であります。令和 5 年度までは 20～25 件ほどでありましたが、令和 6 年度は 37 件ありました。これは住民の皆さんが子どもや子育てに関する相談がしやすくなったのではないかと、いうふうに考えております。

教育委員会や小中学校とも連携がしやすくなりまして、定期的な情報共有も行っております。

子どもや子育て支援をする中で子どもを取り巻く環境、家庭に支援が必要なケースが多くあります。このような場合は、福祉相談係と連携し様々な専門職が支援に当たっております。

このように、支援は縦割りではなく、横のつながりを生かしたチームで現在は対応をしています。実践しながら専門職の強化と体制の構築を進めているところでございます。

しかしながら、今年度、保育士や生活支援コーディネーターが欠員の状態となっております。介護支援専門員、ケアマネジャーも減ってきております。専門職の人材不足が課題となっておるのが課題かなというふうに考えております。

今後、人口減少、少子高齢化が進む中、地域や家族とのつながりが希薄となり、生活に課題を抱えながら相談する相手がいらないなど、生きづらさを感じる方が多くなっていくこと等が予想されます。

複雑化、複合化した課題に対応するため、包括的相談支援、これは子どもから大人まで途切れない支援を行うことを意味しておりますが、包括的相談支援は今後ますます重要度を増してくるというふうに感じております。

○6 番 （山崎 啓造） 児童に対する対応、質問、要望、大変多岐にわたって増えているということですが、しかしながら、相談がしやすくなったということは、これは非常に保護者、生活者はありがたいことかなと思いますので、今後もますます、専門職の強化もということを言っておりましたので、よろしくお願いできればなと思うわけであります。

2 つ目であります。

令和 6 年度に新たに行う事業として、1 歳から 3 歳未満までの幼児を在宅で育児する家庭の経済的負担の軽減を図るため月額 1 万円を支給する在宅育児世帯応援給付金事業、また小中学生、高校生のいる世帯に対しては、小中学校給食費において食材費高騰分を全額公費で賄い、給食費の据置き、年間給食費の村負担を 2 割から 3 割に、高校生の就学支援では 1 学年時に 10 万円、2・3 学年時に 5 万円、通学支援として鉄道、バス等の定期券の購入費及び寄宿等費用に対する上限 5 万円の補助、村公共交通定期券無料交付など、支援策軽減策が手厚く実施されております。

代表監査の決算意見書でも高く評価されており、子ども・子育て支援に対して私も同様に感じておるところであります。

1 歳から 3 歳未満までの在宅育児世帯応援給付、小中高生に対する負担軽減や就学支援、予算執行による手応えはいかがなものでしょう。

また、家庭の反応やさらなる要望はあるでしょうか。

今後の方針はいかがでしょう。

○村 長 まず、村は令和 5 年度に子育て家庭を全力で応援し、子育て家庭に寄り添い、きめ細かく支援をしますということを掲げまして様々な子育て施策の新設、拡充を行ってまいりました。

昨年、子どもに関する総合的な計画を策定する中で保護者へアンケート調査を実施したところであります。

「子育て環境についての満足度」という設問に対して、5 段階評価のうち「高い」「やや高い」の合計割合が未就学児童を持つ家庭で 46.5%、小学生を持つ家庭が 32.3%で、前回調査——5 年前でございますが——より 6 ポイント、2.4 ポイント、それぞれ増加しております。

また、保護者の皆さんとの懇談会の際には、村の子育て支援について、とても充実していて助かっているという声も多く寄せられるようになってきております。

支援を考えるときは、まず保護者の皆さんへのニーズ調査から始めております。そこから子育て家庭に今何が必要か判断し、できることから事業化してまいりました。

子育て支援に関してはある程度事業化できたと感じておりますので、今後は今

の事業を継続していくために評価、検証し、よりよい事業にしていきたいというふうに思います。

また、新しい支援の拡大につきましては、ニーズを酌み取り、さらに事業化をしていきたいというふうに今考えております。

このような形で様々な施策を進めておりますけれども、少子化に歯止めがかかっているかということに――これは御質問ありましたでしょうか。すみません。聞いていないわけではございませんので、すみません。

すみません、元に戻ります。

様々な施策を進めておりますけれども、少子化に歯止めがかかっているとはなかなか言い切れない状態でございます。正直なところ、否と言うしかないというふうなことでございます。

政府は2030年代に入るまでが少子化に歯止めをかけるラストチャンスであるとして取組を進めているわけであります。

この問題は子育て施策を担当する部署だけで解決できる問題ではなく、様々な部署、村だけでなく、県や国の全ての力を総動員して取り組む必要があると思いますし、同じ方向を向かなければ、これは結果が得られないだろうというふうなことも思っております。

いずれにしても、結果がどう出るか分かりませんが、村は村で、今いる子ども、そしてまた親の皆さん、こういった皆さんのことを考えて一つ一つ実行していく、こういうことを考えておるところでございます。

○ 6 番 （山崎 啓造） 保護者の満足度が高いってことのようにです。これは結果が出たと、手応えありということだと思います。

また、ニーズを聞き取りながら進めていくことが重要だということですので、全くそのとおり、同感ですので、お願いをしたいなと思うところであります。

中川村の子育て支援に関しましては、実は令和 5 年 9 月の定例会においても一般質問で村長と一問一答をやったことがあります。

村長の答弁の中で、令和 5 年 6 月に政府が示したことも未来戦略方針から、まずは構造的賃上げと、併せて経済的支援を充実させて若い世代の所得を増やす、そして社会全体の構造や意識を変える、また全ての子ども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援する、このような政府が示す基本的な考え方を村としても課題、政策を全庁で考えていく必要があると、こういう答弁をいただいておりますが、まさにその実践ができてきたのかなと答弁を聞きまして思いました。なるほどなど、一生懸命やっていたという感想を持ったところでもあります。

そのことで子ども・子育ての支援が手厚く行われまして、軽減措置も行われているということでもあります。

様々な施策で少子化に歯止めがかかればいいわけですけど、先ほど答えていただきましたんで、自分はちょっと不安を拭い去ることができんのかなというのが

正直な気持ちでございます。

どのような考え方が、いま一度お聞きしてもいいですか。

○村 長 国の進めようとしていることについては、一方で――一方でといいますか、最近の状況を見ておりますと、何とか、これは賃金の――賃金といいますか、給与といいますか、こういったものの全体の底上げの中で、例えば、何ていいますか、最低賃金、これについても、急激とは申しませんが、かなり上がってきておることも事実です。

ただ、まだまだ、目標とするところは時給 1,500 円ということのようでありましてけれども、まだこれには程遠いという中で、村としては、いわゆる賃上げに伴って、若い両親というか、親の皆さんが子育て等にやはり十分余裕を持って当たっていける、このためには、村としてできること、例えば保育料ですとか、そういった補助的な施策については、これは村が全額――全額とは申しませんが、できるだけ軽減する方向で行くということを、これはずっと変わらない政策だと思っておりますので、こういうところの先取りをしてきたつもりであります。

最近では、村がやっておる施策について、結構、県のほうでも紹介されまして全県に広がりつつありますので、こういう面では――別にリードするつもりはございませんが――村はできることを現状を見ながらきちんとやっていくし、効果といいますか、これはアンケートの結果にも出ておりますので、これが将来子育てについていい方向に、つまり子育てが楽になったとか、余裕が出てきたとか、もう少し――余分な話ですけど、もうちょっと本当は、できれば家族を増やそうとか、そんなような話になっていけばいいと思って考えておるところでありまして、これについては政府の方向に、もう当然だと思いますが、私どももちゃんとそれに沿ってやっていくつもりです。

○ 6 番 （山崎 啓造） 賃金の上昇だとか働き方改革とかいって、様々な地点で、世の中の事業所、なかなか大変な時代になっちゃたなということは、もうそのとおりでございますが、そんな中でも、事業者もしっかり頑張りながら、何とかそれを達成できるような方向で頑張っているのが現実でございます。

村が一生懸命、様々な点で対応していただいている部分がありますので、これからも、中小零細は大変ですけども、何とか応えていきたいなと思っているのが多分事業者の思ひかなというふうに思います。

次でございます。

令和 6 年度の村政運営の基本方針の中で、脱炭素・再生可能エネルギー推進事業計画の確立が掲げられております。

村の再生可能エネルギー計画をつくり、長野県の住宅エネルギー自立化補助制度利用促進を図るため上乗せ補助支援を検討、エネルギーの村内生産、村内消費を具体化するため地域内の未利用資源の活用及び再生可能エネルギー生産事業体設立について研究を進めるとしてありました。

8 月 13 日の新聞で、我々が 7 番議員が座長を務めます村地球温暖化対策推進協

中川村議会 令和7年9月定例会一般質問（9／8） 山崎啓造

議会事業体設立専門委員会、長い名称ですが、そこから事業体の今後の進め方について提言書を提出したとの報道がありました。

そこで質問であります。

計画づくり、支援の検討、研究、現在の進捗状況はいかがなものでしょうか、お願いします。

○村 長 令和6年度の村政運営の基本方針の中で
脱炭素・再生可能エネルギー推進事業計画（2050年カーボンニュートラルを見据えたアクションプラン）を確立します。

屋根面積の大きい公共施設等の太陽光発電設置可能性の調査を行い、村の再生可能エネルギー計画をつくります。

長野県の「住宅エネルギー自立化補助制度」利用促進を図るため、上乗せ補助支援を検討します。

地域経済循環分析で示された、エネルギーの「村内生産、村内消費」を具体化するため、地域内の未利用資源の活用及び再生可能エネルギー生産事業体設立について研究をすすめます。

というふうにいたしました。

それで、脱炭素再生可能エネルギー推進事業計画につきましては、令和6年3月に中川村地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定いたしまして、計画に即した推進体制として中川村地球温暖化対策推進協議会を立ち上げ、事業体の設立の検討、普及啓発の各小委員会にて具体的な検討を行ってきたところでございます。

公共施設への太陽光発電の可能性の調査につきましては、令和6年度に調査を行い、数か所の施設について可能性を認め、設置に向けての具体的な検討を行っております。

県の既存住宅エネルギー自立化補助金は、クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金というふうに今年度から名称を変更しまして、内容はこれまでと同様に太陽光パネルから電気自動車へ給配電する、もしくは蓄電池に給電するシステムの既存住宅への設置に関して補助金を交付する、こういう補助制度でございます。

村はこの事業に対して上乗せの補助を行っておりまして、引き続き利用啓発を行います。

再生可能エネルギー事業体設立につきましては、今回の設立専門委員会の提言を受けまして具体的な検討を進めております。

再生可能エネルギー事業を行う上では、事業体が直接ではなく、事業体を設立することで事業の実現性の担保や事業予算への融資などを誘導することが可能となることから、まずは事業体の設立を目指し、具体的な想定、収支の計上により実現性の判断を行ってまいります。

なお、事業体の設立に当たりましては、信用度の向上という面からも、村からの出資はどうも必要だろうというふうに考えておりまして、先進地の事例を参考にしながら事業体の枠組み計画の立案を今後行ってまいります。

中川村議会 令和7年9月定例会一般質問（9／8） 山崎啓造

○6 番 （山崎 啓造） 地球温暖化防止に対しましても以前質問した経過がございます。そのときにも、とにかく、このことは村民並びに事業者がいかに理解して、みんながその気になるかっていうことが一番大事だよねといったようなやり取りをした覚えがございます。

検討、研究、着実に進んでおるということですので、期待をしたいなというふうに思うところであります。

これは、みんながその気にならないと、どうも旗を振っても駄目かなという気がしますので、その点のところは、しっかり周知をしながら、分かっただきながら進めていただけると、多分何か、難しいかもしれませんが、うまい方向へ行くのかなという、そんな気がしますので、今後とも努力、検討、研究をよろしくお願いしたいなと思うところであります。

関連してでありますけれども、この夏の暑さです。激暑、猛暑、極暑、酷暑、全てが当てはまる、とにもかくにも大変な暑さでありました。

このような異常気象状況でありましたが、村民に対する熱中症予防対策に関する注意喚起はどのようにされたのでしょうか。

ページング放送といいますか、広報で発信をしているのはよく聞いていましたが、特に、経済弱者という失礼かもしれませんが、独り暮らしの高齢者など、その辺のところのことが心配になったわけですが、その辺はどんなふうな周知をされたのでしょうか。

○村 長 暑さはまだ続いておりますが、ようやく朝晩は涼しくなってきました。それで、今年の夏の暑さも非常に厳しいものがあったかと思えます。

村は、熱中症警戒アラートが発表された日には防災行政無線や告知放送で村内に周知するようにしてまいりました。

熱中症警戒アラートは熱中症の危険性に対する気づきを促すものとして発表されております。今年は、9月1日現在であります、15回発表されました。昨年は19回ということでございます。

独り暮らしの高齢者の皆さんには、民生委員の皆さんが訪問をされた際に熱中症対策についてやエアコンの上手な使い方などのチラシを配布し、注意喚起を行っていただいております。

そのほかに、介護事業所やケアマネジャーの皆さんも注意喚起を行ってもらうようにしております。

65歳以上で住民税非課税の高齢者の皆さんの世帯にはエアコン設置のための補助金制度もありますので、こういった制度についてもケアマネジャーの皆さんから説明し、設置を促す、こういうことをやってまいりました。

恐らく来年以降も夏の暑さは非常に厳しく、長い状態が続くというふうになるのではないかと予想されますので、住民の皆さんへの暑さへの対策について状況を確認し、その都度対応を検討してまいりたいと考えております。

○6 番 （山崎 啓造） 15回アラートを発令したということですし、ケアマネの皆さん

をお願いして見回りをしていただいたということでございますので、安心をしたわけですが、本当に、エアコンなんか使えないというか、経済的に困った人なんというのはどうしようもないと思ったんで、大変心配でしたのでちょっとお聞きしたわけです。

冬は、何といっても、何か着れば何とか暖は取れるんだけど、暑さだけはどうしようもなく、大変だったなというふうに自分も感じる次第であります。

エアコンを使えて暮らせるっていうことは、これは生きている上で幸せなことなんだなと実に実感したのがこの夏でありました。

次であります。

第6次総合計画の後期基本計画策定において、人手不足の現状に鑑み事業の具体化を探るとしてありました。予想以上の速さで進む少子化、人口減少を踏まえ、移住・定住の促進の方向を期す、複数の働き方、農家、事業所の人手不足を補完する仕組み、特定地域づくり事業協同組合の組織化を目指すとしてありました。この事務局を担える能力のある人材も求めると書いてあった次第であります。

そこで質問であります。

特定地域づくり事業協同組合の組織化、能力のある人材確保、現状はいかがなものになっているのでしょうか。また農家、事業所がこの事業の取組を理解しているのでしょうか、意見や要望などは寄せられているのでしょうか、お尋ねをします。

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

村では、特定地域づくり事業協同組合の設立に向け、村内にどの程度の労働力を必要とする事業所等があるか、またその人数についての把握を進めてきました。

商工会や農業経営者会議等を通じて実施した調査では、観光、製造業、農業、福祉施設等、季節変動や通年での人手不足が確認されております。

加えまして、令和5年2月には、議会議員の皆様とともに県内の先行自治体への共同視察、事務局機能と運用、実務の重要性について確認をしてきたところでございます。

また、本年、先月の8月5日には、県の中小企業団体中央会と設立、検討から運営までを一貫して支援いただける県の特定地域づくり事業協同組合制度コーディネーターと連携しまして事業者向けの制度説明会を開催しております。

現在の進捗としますと、特定地域づくり事業協同組合に対する需要、調査、制度の周知、視察、制度に対する研究を進めている段階でありまして、今後は、まずもって組合員となる事業者4者以上を集め、組合発起人として並行しながら制度説明会等を継続していく考えであります。

派遣される社員となるマルチワーカーの人材確保にも努めてまいりまして、本事業の要となります事務局機能の設計及び確保を進めるとともに、事務フロー等の詳細につきましても詰めてまいりたいと考えております。

年度内には組合設立要件についてめどをつけまして、関係者説明会を引き続き開催したいと思っております。

○地域政策課長

未参加の事業者や農家へのフォローアップを行いながら、事務局機能の要件定義と要綱等の整備も進めてまいり、村内事業者の中には事務局業務について関心を示す方も出てきておりますので、情報共有を図りつつ、県の制度コーディネーターとともに連携しながら人材発掘に努めてまいりたいと思っております。

また、農家、事業所がこの事業取組を理解しているかという点であります。先ほど申し上げたとおり、8月5日にこの制度の説明会を実施しております。この説明会は商工会、農協、介護施設や営農センター等に幅広く周知の上で開催しておりますが、御出席をいただいた方々には制度理解が進んだものと推察はしておりますが、説明をお願いしました中央会の不都合により開催が平日の昼間ということもありまして、未参加の方にとっては、なお不十分な点もあるかと認識しております。

引き続き制度説明については継続して実施してまいります。より多くの事業所や個人の方への周知についても一層推進するとともに、必要に応じて資料等の送付で対応してまいりたいと思っております。

既存の事業者のみならず、新たに事業を始めようとされる方にとっても有効な制度であることから、人材の確保、事業の安定化の下支えになるよう、幅広く制度の周知を図ってまいります。

意見や要望などは寄せられているかといった御質問であります。現地点で村に具体的な意見や要望については寄せられておりません。

制度周知について十分行き届いていない可能性もあるため、先ほども申し上げましたとおり、引き続き説明会等を行うとともに、意見、要望が寄せられた際には真摯に対応してまいりたいと思っております。

○6 番 （山崎 啓造） 8月5日に何か説明会をやったということですが、まだ組合の設立研究段階かなというふうに受け取りました。人材確保に対してもこれからというようなことでございますので、しっかり周知徹底をする中で——自分も特定地域づくり事業協同組合って何なのかなと思って、実はよく分かっていないのが正直なところでございます。

ですから、様々な人たちとか、何かこの人は対象になるのかなとか、こういう事業所がいいんじゃないかなとか、そういうところへもしっかり説明をいただく中で、やはり意見をいただいたり、じゃこういうものにしてほしいなとか、多分いろいろ出てくると思いますので、そんなことも参考にしながら、またこれからも進めていっていただけると大変ありがたいと思います。

次でございます。

先般、町村議会議員研修会で元NHK解説主幹の室山哲也氏の講演を聞く機会がありました。演題は「生成A I の衝撃！人工知能時代をどう生きるか？」という演題でありました。

人口減少が物すごい勢いで進行する現在、労働力不足は深刻な状況下にあります。情報の検索、文章の要約、作業の管理、スケジュールの作成など、様々な作

業を進める上で生成A Iは必要不可欠だというふうに思うわけであります。人工知能の時代、A I活用で効率的に進めることには大きなメリットがあるということです。

半面、情報の漏えい、フェイク情報の氾濫、電力問題、エネルギー消費量の増大など、リスクも指摘をされておりました。

村では1月30日付でA Iチャットボットが導入されています。自分は横文字に弱くて駄目なんですけれども、何か便利になったようです。

総務省では、生成A Iを自治体で活用していただきたいという観点から、年内に指針策定をするということも新聞で報道されておりました。

そこで質問であります。

生成A I、現地点での活用状況はどんなもんですか、また生成A I活用の将来展望はどのように考えておられるのか、お聞きをします。

○地域政策課長 それでは生成A Iの関係の御質問への答弁をさせていただきます。

生成A Iの現地点での庁内での活用状況についてのお答えとしましては、村では長野県の市町村自治振興組合の共同調達事業によりまして令和5年度からA I音声文字起こしレコーダーを導入しており、議事録の要約等に活用しております。

また、今年度からはポリミル社との包括連携協定の下、生成A Iの特性等を学びながら、安全に活用するための研修等を正規職員全員を対象として行っております。

ちなみに、6月12・13、両日で開催しまして、保育職場については昼間の研修等への参加は難しいことから、日程を調整しながら別日で開催しております。

進める中で、現在の活用用途としては、住民向け通知文や説明資料などの原案作成や法令制度等の情報収集、政策立案等に関するアイデア創出、Officeソフトなどの操作支援などが挙げられます。

次に生成A I活用の将来展望はということですが、生成A Iの活用については、国が示す行政の進化と革新のための生成A Iの調達利活用に係るガイドライン等も踏まえまして、当村も積極的に活用を進めていく予定であります。

生成A Iの活用は主に2つの側面で効果を発揮すると考えております。

1つは業務の効率化であります。

これまでと同様に、議事録の要約や伝わりやすい説明資料の作成など、時間のかかる作業をA Iに任せることで、職員はより地域課題解決のための施策立案や住民と向き合う時間を増やすことができます。これにより、少子高齢化による将来的な職員不足に対応し、行政サービスの質を維持、向上できるものと考えております。

もう一つは施策立案の高度化であります。

当村に蓄積された膨大なデータを活用しまして、A Iで分析することで過去の事例や関連法規を参照した一貫性のある施策提案やより深い課題分析が可能となります。これは、経験や勘に頼るのではなく、客観的な根拠に基づいた最適な意

思決定を支援するものであり、より根拠のある精度の高い行政運営につながります。

しかし、最も重要なのはA Iと人間の役割分担であります。

生成A Iはあくまでも補助的なツールでありまして、住民の皆様の声を直接聞き、複雑な状況を考慮した上で、最終的な判断と責任を担うのは私たち人間でありますし、職員であることには変わりはありません。A Iが作成した文章や分析結果は必ず職員が事実確認を行い、最終的な責任と判断は職員が担うことが大原則となっております。

また、情報セキュリティの確保は最も重要な課題でありまして、中川村でも生成A I活用ガイドラインを策定し、取り扱う情報の制限など、活用に当たっての情報の取扱いには十分注意しておりますが、A Iの活用分野が拡大することにより、個人情報や機密情報の漏えい防止対策の強化が求められている可能性もあることから、国の動向を踏まえてしかるべき対応を図ってまいりたいと思います。

今後もリスクを管理しながら、生成A Iを安全かつ効果的に活用し、よりよい住民サービスを提供できるように努めてまいりたいと考えております。

○6 番 （山崎 啓造） 作業効率であるとか、様々な対応の不足部分を補えるとかというようなことで、便利なわけなんですけれども、昭和レトロな人間にはよく分かりませんが、便利であるがゆえに気をつけなきゃいけないこともある、またデメリットもあるということで把握をさせていただいているようですので、これからもしっかり活用いただきながら村発展のために頑張っていただければ大変ありがたいなというふうに思う次第であります。

以上で終わります。